

個性を認め合い 互いの心に 寄りそう町へ

概要版

北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画



平成30年3月

北 栄 町

第2次 北栄町 人権を尊重する まちづくり推進計画

この計画は、人権尊重のまちづくりを推進するための基本となります。また、町と町民・事業所が協働して課題解決に向けた取り組みを積極的に進めるための町の方向性・方針を示すものです。

現在ある計画の期間が終了するため、4回の審議会開催を経て平成30年3月に第2次計画として改訂しました。計画期間は平成30年度から平成34年度までの5年間です。このたびの改訂では、社会情勢の変化に伴う見直しを行い「ユニバーサルデザインの推進」を加えた15の人権分野について一人ひとりが正しい知識や認識を持ち、自らの問題として理解や支援を積極的に行い、人権課題の解消等を進めることなどを明らかにしています。

また、人権教育・啓発や人権に大きく関わる生活安定のための雇用・福祉施策について推進方針や推進体制などを示し、真に人権が尊重されるまちの実現をめざすものです。

取り組む15の人権分野

同和問題

現在でも結婚差別や土地差別調査・聞き合わせが行われるなど、「部落」に対する忌避意識が根強く残っています。最近ではインターネット上における悪質な差別書き込みもあります。平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され「現在もなお部落差別が存在する」ことが明記されました。※部落差別解消推進法

障がいのある人の人権問題

障がいのある人が、物理的・社会的な障壁のために不利益を被っていることが多くあり、自立や社会参加が阻まれている状況があります。また、障がいのある人に対する差別意識や偏見は、地域社会に今も残っています。※障害者差別解消法

男女共同参画社会に関する人権問題

社会には今なお男女の役割を固的に捉える性別役割分担意識や様々な分野における不平等感が残っています。※男女共同参画社会基本法

子どもの人権問題

核家族化や地域のコミュニティの希薄化、雇用環境や経済状況の変化などにより、子どもの人権をおびやかす虐待・いじめ・ひきこもり・貧困など、様々な問題が生じています。※子どもの権利条約

高齢者の人権問題

社会の高齢化がますます進み、独居高齢者や高齢者世帯が増えています。また家族や地域での人間関係が希薄となり、高齢者に対する差別や偏見のほか、家庭内での寝たきりや認知症の高齢者への介護負担から、虐待・無視等の問題もみられます。収入が充分でないなど、経済的な不安を抱える人も多くいます。※高齢者虐待防止法

外国人の人権問題

外国籍の人は、文化・言葉・生活習慣の違いなどから差別や偏見につながることが多くあります。※ヘイトスピーチ解消法

病気にかかわる人の人権問題

病気に対する正しい知識と理解が十分でないため、特にハンセン病回復者やその家族、HIV感染者やエイズ患者、見た目でわからない病気の人などに対する根強い偏見や差別が存在します。

刑を終えて出所した人の人権問題

刑を終えて出所した人やその家族等に対する偏見や差別意識により、就職や住居の確保が困難だったり、悪意のある噂が流布されるなど、本人の更生意欲があっても社会復帰することが厳しい状況にあります。※更生保護法

犯罪被害者等の人権問題

交通事故を始め、殺人・傷害事件、詐欺、窃盗など様々な犯罪によって被害を受けた人やその家族等は、犯罪によって身体的、経済的な被害を受けるだけでなく、その後の犯罪捜査や裁判、過度の報道や周囲の人々の噂や中傷などによって、精神面や生活面で大きな負担が強いられているなど二次被害に苦しめられる場合があります。※犯罪被害者等基本法

性的マイノリティの人権問題

少数ですが体の性と心の性が一致しない人や自然に好きになる性が同性に向かう人などがいます（マイノリティ）。このことで、職場や学校などで嫌がらせやいじめ、侮辱的な言動を受けたり、医療機関への受診や賃貸住宅の契約などで、性の区分を前提とした社会生活上の制約があるなど、生きづらさを感じています。※オリンピック憲章 ※国連決議

生活困窮者の人権問題

「高齢化」「単身世帯の増加」「賃金格差」「労働・生活の多様化」などにより、働いても最低限度（生活保護基準）の生活を営むことができない、また、働きたくても働けないなど、生活困窮者が増えています。

※生活困窮者自立支援法

個人のプライバシーに関する人権問題

現在の社会は、情報がますます大量、広範囲に収集、蓄積、利用、提供されています。生活に豊かさと便利さがもたらされる反面、個人の情報が本人の知らない間に外部に漏えいし利用されることにより、個人の人権が侵害されたり財産が奪われる被害が生じています。※個人情報保護法

インターネットにおける人権問題

インターネットが生活に不可欠なコミュニケーションの手段となる一方でその情報発信の容易さや匿名性を悪用して、倫理観の欠如した無責任な情報を流したり、他人を誹謗中傷する書き込み、部落差別や外国人差別を助長する書き込みなどの問題が発生しています。※プロバイダ責任制限法

ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインとは、障がいの有無、年齢、性別、使用言語などの違いに関係なく、可能な限り誰にでも利用しやすいように製品や建物などをデザインすることです。この考え方を取り入れたユニバーサル（普遍的）社会の実現をめざします。

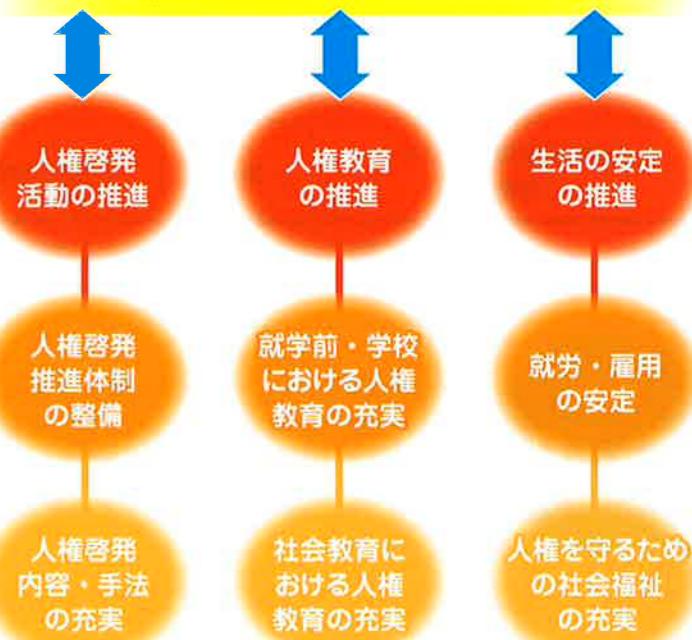


様々な人権問題

- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- ・東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題
- ・アイヌの人々
- ・職場における人権問題
- ・ひきこもりの状態にある人の人権問題

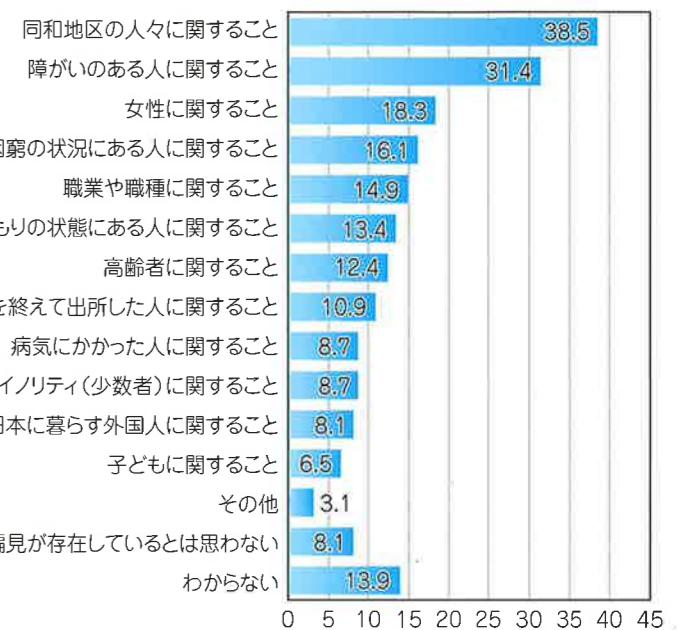
計画の構成

《差別・偏見の解消》



平成29年度人権問題に関する意識調査から

【問】北栄町の人々の意識の中に差別や偏見が存在していると思うものは、次のどれだと思いますか。（○はいくつでも）単位：%



有効回答率 32.3% (322人/997人)

人権に関する各種相談窓口一覧

設置場所	分野	窓口名等	電話番号	受付時間
北栄町生涯学習課 人権教育推進室	人権一般	人権相談	0858-37-5871	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
ほくほくプラザ (北栄人権文化センター)	人権一般	各種相談	0858-37-4676	月、木～日(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
鳥取地方法務局倉吉支局	人権一般	常設人権相談所	0858-22-4108	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
中部総合事務所地域振興局	人権一般	人権相談窓口	0858-23-3270	月～金(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00
北栄町社会福祉センター (奇数月)	人権一般	特設人権相談所	0858-37-4522	毎月第2木曜日 13:00～15:00 ※開催日が変更になる場合が ありますのでお問い合わせ ください。
北条高齢者福祉センター (偶数月)	人権一般	特設人権相談所	0858-36-2062	

※上記相談窓口以外にも専門の相談窓口があります。詳しくは北栄町生涯学習課人権教育推進室にお問い合わせください。

権利 としての 人権

日本国憲法は、「基本的人権」を侵すことのできない永久の権利として国民に保障しています。
また、すべての国民は「法の下に平等」であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、
政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」としています。
人権とは、誰もが等しく生まれながらに持っている自由を確保し幸せに生きる権利です。

尊重し合う 人権

権利としての人権が自分と相手との関係においてぶつかりあう場合があります。
基本的人権は自分のためのものだけでなく、同時に相手のものもあります。人権を尊重する
ということは、お互いが持っている権利を認め合い、尊重し合うことでもあります。
そのためには、相手の立場で考える視点を持つことがとても大切です。
しかし、相手の人権に配慮（優先）するあまり自分が苦しさや窮屈さだけを感じてしまうよう
ではいけません。話し合い、譲り合う自然な関係が必要です。
北栄町では、子ども達に「あなたも大切 わたしも大切 お互いを認め合う心を育てましょう！」
と発信しています。

めざす まちの姿

様々な人権問題を解消していくうえで共通することは、まずその問題を正しく知り認識を深めることです。そして当事者の立場に立って考え行動することです。
“個性を認め合い、互いの心に寄りそう町”をめざす北栄町や町民の姿として、一人ひとりが心
豊かに暮らせるようみなさんと一緒に人権が尊重されたまちづくりを進めていきましょう。
※北栄町人権を尊重するまちづくり条例



【お問い合わせ先】

北栄町教育委員会事務局 生涯学習課 人権教育推進室 (〒689-2292 北栄町由良宿423-1)
電話:0858-37-5871 FAX:0858-37-3242 Eメール:jinken@e-hokuei.net